

【別紙】

諮問番号：令和6年諮問第1号

答申番号：令和6年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年7月19日に提起した、処分庁による木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定（令和5年4月1日付木更津市指令第〇〇号）（以下「本件処分」という。）に対し、申請した補助金の満額の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求は棄却が適当であるとした審査庁の裁決についての考え方は、適法かつ妥当である。

第2 事案の概要

1 処分庁は、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱（平成27年木更津市告示第188号。以下「要綱」という。）を定め、優良建築物等整備事業を施行する者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っている。

なお、要綱の趣旨は、「市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等による定住促進に寄与する社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）附属第1編イ-16-（2）に規定する優良建築物等整備事業（以下「優良建築物等整備事業」という。）を施行する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としている。（乙1・要綱第1条）

要綱第4条には、補助金の交付の対象となる事業である「補助対象事業」を規定し、要綱第5条第1項には、補助金の交付の対象となる経費としての補助対象経費、同条第3項に補助対象経費の算出方法、同条第4項に補助金の限度額を規定している。そして、同項には「補助金の限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。（1）前項の規定により算出した補助対象経費を合計した額に3分の2を乗じて得た額（万円未満は切捨て）（2）建設しようとする住宅の戸数に500万円を乗じて得た額（3）5億円」との規定がある。

2 審査請求人は、令和3年5月20日付けで、処分庁に対し、補助金について要綱第6条第1項に規定する木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画書（以下「計画書」という。）を提出した。

なお、計画書の別紙6「年度別事業計画の内訳書」令和5年度補助対象事業費の欄の合計には〇〇〇、〇〇〇千円と、補助金の欄の合計には●●●●、●●●●千円との記載が

あった。(乙4)

また、計画書には、委任状が添付され、審査請求人の代理人として、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏(以下「代理人」という。)への、本件処分に係る補助金の申請に係る権限の委任がなされていた。(乙4)

3 処分庁は、要綱第6条第2項の規定に基づき、補助対象事業の適否として、「適」を決定し、令和3年6月15日付けで木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画審査結果通知書を審査請求人に通知した。(乙5)

4 令和4年5月18日及び同月19日に処分庁は、代理人に対し、国の社会資本整備総合交付金の概算要望額を確認するための電子メールを送付した。(乙6)

5 処分庁は、代理人に対し、令和4年10月から始まる市の予算編成に関して、令和4年9月26日に電子メールにて「10月から木更津市の令和5年度予算編成が始まります。令和5年度の補助金要望額を確認させていただきます。」「併せて、全体計画の提出もお願いします。」との内容を送信した。(乙13)

6 令和4年10月5日に代理人から処分庁に対して電子メールにて、「先日、伺った際にお約束した設計の工程表の直し、全体計画の修正について資料ができあがって参りましたので、送らせて頂きます。後日、改めて書面等で提出させて頂きます」との連絡があり、添付された別紙6「年度別事業計画の内訳書」令和5年度補助対象事業費の欄の合計には△△、△△△千円と、補助金の欄の合計には▲▲、▲▲▲千円との記載があった。(乙15)

7 令和4年10月7日に、処分庁から代理人に対し電子メールにて補助対象事業費の根拠資料の提出を求め(乙16)、同月19日に、代理人から処分庁に対し令和5年度共同施設整備事業費算出根拠資料が提出され、令和5年度共同施設整備事業費合計には△△、△△△千円と記載されていた。(乙17)

8 審査請求人は、令和5年1月6日付けで、処分庁に対し、要綱第7条第1項に規定する木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画変更書を提出した。

なお、当該変更書の別紙6「年度別事業計画の内訳書」令和5年度補助対象事業費の欄の合計には□□、□□□千円と、補助金の欄の合計には■●、■●●千円との記載があった。(乙20)

9 処分庁は、要綱第7条第2項(要綱第6条第2項を準用)の規定に基づき、補助対象事業の適否として、「適」を決定し、令和5年1月26日付けにて審査請求人に対し木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画審査結果通知書により通知した。(乙21)

10 審査請求人は、令和5年4月1日付けで、要綱第8条第1項に規定する令和5年度に係る木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)を補助金の交付申請額◇◇、◇◇◇、◇◇◇円とし、処分庁へ申請した。(乙26)

- 1 1 処分庁は、要綱第9条第1項の規定に基づき補助金の交付を決定し、令和5年4月1日付けにて木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定通知書（以下「通知書」という。）により、補助金の交付決定額◆，◆◆◆，◆◆◆円とする本件処分を、同年4月28日に電子メールを利用して代理人へ通知した。（審査請求書資料1）
- なお、令和5年5月18日に処分庁は、通知書のうち「補助金の減額の理由」を変更した通知書を、電子メールを利用して送付した。（審査請求書資料2、乙31）
- 1 2 審査請求人は、令和5年7月19日付けで、審査庁に対し本件審査請求を提起した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、補助金の交付申請額◇◇，◇◇◇，◇◇◇円に対し、補助金の交付決定額◆，◆◆◆，◆◆◆円との決定について、概ね、以下の理由により、本件処分の補助金の満額の決定を求めるものである。

① 補助金の交付決定額に対する減額の理由が不明確であったこと。

処分庁から令和5年4月28日にメールにて送付された通知書（写）の減額理由は、令和4年度に実施し、なおかつ、令和4年度の交付請求から外した、当然令和5年度に全く関係のない「地質調査の補助対象額のもとになる内訳が不明確なため」とされていた。さらに、事実を指摘した際の回答については、やはりメールにて通知書（写）において「今回の減額理由については、社会資本整備総合交付金の配分が減額したものです。」と不明確な内容で具体的な回答がなされなかった。

② 締め切り等の手続きへの教示が不明確であって、令和5年度当初予算要望時とはいつの時点を示しているのか不明確であったこと。

処分庁から補助金申請手続きの締切日等の説明を一切受けていないが、通知書を受理後、処分庁へ補助金の減額理由の詳細などを再確認したところ、5月18日付けにて、交付決定額については、「木更津市の令和5年度当初予算要望時に、協議会から提出のあった令和5年度補助対象事業費が△△，△△△，△△△円、補助金額▲▲，▲▲▲，▲▲▲円（国▽，▽▽▽千円、市▽，▽▽▽千円）の資料をもとに、同額を要望しそれに対し、今年度対象補助金が国と市合わせて、◆，◆◆◆，◆◆◆円の決定額となります。」との回答を得た。令和5年度の予算編成の関係で「令和4年12月中に提出」と処分庁の担当者からお話を頂いており、これらの要望額は令和4年12月の時点、若しくは、令和5年1月17日に提出した修正版が交付申請書に反映される根拠となるものと認識していた。「令和5年度当初予算要望時」とはいつの時点を示しているのか不明確である。

担当者が締め切りを知らせなかったという不作為が補助金減額の理由と考えられるので、当初提示した交付申請額◇◇，◇◇◇，◇◇◇円を基準として補助金支出を行うように主張する。令和5年度の予算で難しい場合は、令和6年度に含むなど代替措

置を含めて対応するように主張する。

③ 提出書類の明示及び具体化が不明確であったこと。

毎回の提出書類につき、ホームページに掲載された表紙の項目だけで具体的な書類の指示が無い。当該書類の書き方（具体例）や、内容について明確な指示がなく、何を提出するかが不明確であった。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね、以下の理由により、本件審査請求は棄却されるべきであるとしている。

① 減額の理由について

通知書の減額理由に「地質調査の補助対象額のもとになる内訳が不明確」と記載してあったことについては、令和5年5月15日に訂正を行っている。

減額の理由については、国の優良建築物等整備事業制度を活用しているため、国の補助が3分の1、市の補助が3分の1を財源として、要綱第1条第1項にあるとおり、予算の範囲内において補助金を交付するものであると、代理人には何度も説明を行っており、財源とする国の社会資本整備総合交付金の配分が減額となったことの記載をしており、明確である。

② 交付決定額について

本件は、要綱第1条の規定に基づき、交付申請額◇◇，◇◇◇，◇◇◇円であったが、令和5年10月に提出された全体計画修正資料の▲▲，▲▲▲，▲▲▲円で予算要望を行い、また、本補助金の財源の半分は、国の社会資本整備総合交付金であり国の予算の範囲内において配分されるため、市が国へ行った要望額に対し、必ずしも配分額が満額あるものではないので、市の予算の範囲内の交付決定額◆，◆◆◆，◆◆◆円での補助金の交付の決定を行った補助金手続きについては適法であり、満額回答はできない。

木更津市ホームページにも掲載している木更津市街なか居住マンション建設補助事業のリーフレットに国の社会資本整備総合交付金であり要望額に対し必ずしも配分額が満額あるものでない旨記載しており、代理人に対し常に説明をおこなっている。

③ 提出資料の明示及び具体化について

必要書類については、要綱に定めているため、その様式についてはホームページに記載し明示している。その様式をもとに問題なく本事業を活用し3棟のマンションが竣工している。

また、審査請求人の補助事業については、令和3年度から始まり、審査請求人から書類の内容について指示等を行った結果、申請、変更申請を行っているため、現在公開している内容以上の明示及び具体化は不要である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

① 処分性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求の対象となるのは、同条に規定するとおり、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（同法第1条第2項参照。以下「行政処分」という。）である。

そして、この行政処分については、行政庁が国民に対する優位的な地位に基づき、人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められている行為とされている。

本市の補助金においては、一定の者に交付に関する申請権を与えるとともに、行政庁がその申請に基づき、交付・不交付の決定をして当該申請者の受給権の存否を判断するという手続きを採用していることから、当該交付・不交付の決定行為は行政庁が優位的地位に基づき、当該申請者の権利義務を直接に形成し、又はその範囲を確定する行為としての性質を有するものとして「行政処分」に当たるものと判断する。

また、本市においては、木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）により、補助金等については、条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為としている。そして、同条例第3条第2項において、申請に対する処分（審査基準、標準処理期間、理由提示、情報の提供）など補助金の交付に関する処分については、適用除外としている。

一方、審査請求人と処分庁は、計画段階からの協議を経て補助金の交付申請及び交付決定の流れを鑑み、本案件に関しては、私法上の贈与契約の申込みに対する承諾とも解することができることから、本案件に関する補助金の交付決定は行政処分に該当しないものと解することも考えられる。

② 補助金額の算出について

要綱第5条第1項において、補助金の交付対象となる経費が定められ、同条第4項において本事業における補助金の限度額が定められている。処分庁から代理人に対し、再三に渡り令和5年度における当初予算要望が10月から始まることをメールで通知していることや（弁明書乙第10号～第13号）、令和4年9月30日の打合せ時に令和5年度の予算編成にあたり早急に補助対象事業費を求めていること（弁明書乙第14号）、本事業に係る本申請について、代理人に係ることは初めてではなく令和4年度の補助申請にも対応していることから（別紙）、令和4年10月19日に代理人から示された令和5年度補助対象事業費△△，△△△，△△△円の3分の2にあたる市の令和5年度補助金▲▲▲，▲▲▲，▲▲▲円を市の令和5年度当初予算要望とすることに落度はなく、根拠に基づき算出され、明確である。また、補助金の2分の1にあたる国の社会資本整備総合交付金への要望は根拠に基づいた限度額で、国の予算の範囲内で当該地

方公共団体が当該施行者に交付する補助金の2分の1以内で、かつ当該費用の3分の1以内を当該地方公共団体に対して補助することができるとしており、必ずしも配分額が満額でないことは、明らかである（弁明書乙第1号～第3号）。そのため、令和5年度における本補助事業の当該予算額が一般財源▽、▽▽▽、▽▽▽円+国の社会資本整備総合交付金▼、▼▼▼、▼▼▼円=◆、◆◆◆、◆◆◆円での補助金の交付決定を行った補助金手続きについては、適法であると認める。

ただし、要綱第1条にある「予算」については、令和5年9月27日付け木住第580号一4にて増額の補正予算を適用しないとの回答があったが「予算」の定義を業務マニュアル等において、交付申請を行う側に立った際にも簡単に理解できるよう明確にする必要がある。

③ 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、本件処分に係る減額理由の誤りに加え、これまでの処分庁の予算編成に係る説明について、行政手続法5条における審査基準の明確化と9条における申請に対する時期の見通しが示されていないことや必要な情報の提供に努めなかったことに対して法の趣旨に反していることへの不信不満を述べている。木更津市行政手続条例上、申請に対する処分（審査基準、標準処理期間、理由提示、情報の提供）など補助金の交付に関する処分については、適用除外としているとはいえ、職員は適正な事務を行い、審査基準の明確化や申請者の求めに応じるよう情報提供と説明責任を全うするとともに、常に誠実で公正・公平に職務を遂行しなければならない。

また、予算編成にあたっては、当然として始まりと締切りを含めたスケジュールを書類において具体的に明文化し、申請者の理解を得なければならない。しかしながら、処分庁の今後の事務処理において改善しなければならないものの、本事業に係る本申請について代理人に係ることは初めてではなく、令和4年度にも対応していることや再三に渡り予算編成が始まること、金額の確認をしたことなどから、本件処分の違法性、妥当性に影響を及ぼすものではなく、これを取り消すべき理由とは認められない。

第5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求には理由がないため、棄却が適当であると考えます。

第6 調査審議の経過

令和6年1月15日 審査庁からの諮問を受付

令和6年6月4日 審査請求人より行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づく主張書面等の提出

令和6年6月28日 調査審議

令和6年8月9日 調査審議

令和6年8月19日 答申

第7 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠により認定できる事実として、上記第2の事実のほか、以下の事実が認められる。

- ① 平成30年12月「木更津市街なか居住マンション建設補助事業のご案内」には、次の記載があった。(乙32)

「5 補助金の限度額

補助金の限度額は下記のうちいずれか少ない額となります。

- ・ 補助対象経費を合計した額に3分の2を乗じて得た額（万円未満切捨て）
- ・ 建設しようとする住宅の戸数に500万円を乗じて得た額
- ・ 5億円

※計画認定したもののうち、予算の範囲内で補助金を交付するため、予算の執行及び国庫補助金の交付状況により要望どおり補助金が交付されない場合があります。」

- ② 令和5年度歳出予算書107頁には、50目18節負担金、補助及び交付金として▲▲、▲▲▲千円の記載があり、説明の欄には、街なか居住マンション建設費補助事業▲▲、▲▲▲千円の記載がある。またその財源内訳として、特定財源国県支出金▽、▽▽▽千円との記載があり、一般財源も▽、▽▽▽千円であったことが認められる。(乙29)

2 関係法令等の定めについて

関係法令の定めは、別紙2「関係法令等の定め」記載のとおりである。

3 本件処分の違法又は不当について

- ① 補助金について

本市を含む地方自治体の補助又は寄附については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

補助金は、地方自治法の規定からも市が公益上の必要があると認められる市民等の活動を援助するために支出するものであり、予算の範囲内で行うものであるから、補助金を支出する判断は、市の政策判断であって、市の広い裁量が認められる。

そして、本件処分と言えば、市長がその裁量において定めた木更津市補助金等交付規則及び要綱において、補助対象区域、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の限度額、補助金の交付の申請手続等を定めている。

なお、木更津市補助金等交付規則は、「補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定」し、「予算の執行

の適正化を図る」ことを目的としており、要綱は、「市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため」、「優良建築物等整備事業を施行する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの」としている。

本件審査請求の違法、不当に関する判断は、違法については、市長が定めた補助金支出の根拠規定や交付決定等の処分が著しく合理性を欠く場合は、裁量権の逸脱・濫用として違法と判断され、不当については、市長の交付決定等の処分における市長の裁量権の行使の結果について、平等原則、信義則等の法の一般原則及び法の趣旨、目的等に照らし判断される。

② 補助金の交付決定額について

審査請求人は要望した補助金の満額回答を求め、補助金の交付申請額◇◇，◇◇◇，◇◇◇円に対し、同額での交付決定を求めている。

要綱第5条第4項において、補助金の限度額のみ定められており、また、地方公共団体の歳出予算の執行は予算の範囲内において行われなければならないため、本件では、これに違反して、違法に本件交付決定をしたということは、見受けられない。

市の予算書（乙29）を見る限りでは、本件補助金の2分の1の額を国の社会資本整備総合交付金を財源としている事がうかがえる。しかし、国から市へ交付される社会資本整備総合交付金が市の要望額に対して満額ではなかったため、処分庁は、令和5年度における本件処分に係る補助事業の市が単独で負担する一般財源である▽，▽▽▽，▽▽▽円に国の社会資本整備総合交付金を財源とする▼，▼▼▼，▼▼▼円を加えた、◆，◆◆◆，◆◆◆円を補助金の交付決定額とした。

当該交付決定額については、市長がその裁量において定めた木更津市補助金等交付規則及び要綱の支給要件を満たし、市の予算の範囲内（特定財源及び一般財源の範囲内）で、裁量において交付決定額を決めたことについては、特に社会通念上不合理な点があるとも言えず、また、不公正な点があるとも言えないため、処分庁が◆，◆◆◆，◆◆◆円を補助金の交付決定額としたことについては、裁量権の行使が不当であるとは認められない。

③ 処分の理由提示について

審査請求人は、補助金の交付決定額に対する減額の理由が不明確であった旨を主張している。

理由の付記について、最高裁判所昭和60年1月22日判決（旅券発給拒否事件）では、「一般旅券の発給を拒否する場合には、申請者に対する通知書に根拠規定を付記するのみでは足りず、いかなる事実関係を認定して申請者が同号に該当すると判断したかを具体的に記載することを要すると解するのが相当である。」としている。

理由の提示について、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条及び木更津市行政手続条例第8条が申請に対する拒否処分を行う場合の理由の提示をすることについて

行政庁に義務づけることとしたのは、申請に対する処分についての判断の慎重・合理性が担保され、その恣意が抑制されるとともに、理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える必要があるためとされている。

処分庁が審査請求人に対し通知した木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定通知書には、「補助金額が減った理由」として「財源とする社会資本整備総合交付金の交付額が交付要望額に対して減額となったため」との記載がある。

本件処分では、木更津市補助金等交付規則及び要綱の支給要件に該当しなかった点というのは見受けられない。このため、この点についての理由の記載が無いことについては特段の問題は見受けられない。

市の予算書（乙29）を見る限りでは、負担金、補助及び交付金として▲▲，▲▲▲千円の記載があり、説明の欄には、街なか居住マンション建設費補助事業費▲▲，▲▲▲千円の記載がある。またその財源内訳として、特定財源国県支出金▽，▽▽▽千円との記載があり、一般財源も▽，▽▽▽千円であったことが認められる。

本件処分は、処分庁が要綱等の支給要件を満たした審査請求人の申請に対し、当該予算と財源の半分となる国の社会資本整備総合交付金の交付額が減額となったことを含めて交付決定額についての検討をし、交付する補助金の額を決定した。この点の理由を「財源とする社会資本整備総合交付金の交付額が交付要望額に対して減額となったため」と提示し、本件処分を行ったことは、理由の付記、理由の提示制度に照らし、不当であるとは認められない。

処分庁は、令和5年5月18日に、電子メールを利用し、審査請求人に通知した決定通知（審査請求書資料2）の送付の際に、理由の説明を行っているものの、当初からこの旨を記載していればより適切であったこと、また、「補助金額が減った理由」ではなく、申請に対する「交付決定の理由」とすることがより適切であったと考えるが、これをもって、処分庁が補助金の交付決定額を◆，◆◆◆，◆◆◆円としたことについて違法又は不当とする理由とはならない。

- ④ 締め切り等の手続きへの教示が不明確であって、令和5年度当初予算要望時とはいつの時点を示しているのか不明確であったことについて

審査請求人は、締め切り等の手続きへの教示が不明確であって、令和5年度当初予算要望時とはいつの時点を示しているのか不明確であったことを主張している。

これに関連する審査請求人の主張として、⑦処分庁から補助金申請手続きの締切日等の説明を一切受けていないこと。④処分庁の予算編成に係る説明について、行政手続法第9条における申請に対する処分の時期の見通しが示されていなかったこと、必要な情報の提供に努めなかったことに対して法の趣旨に反していること。⑧補助金申請の締切などの重大事実につき明確な説明は受けておらず、書面作成の担当者は年末にかかることを告げており、その際に補助金申請の金額に影響がある等の説明はなかったこと。⑨処分庁の担当者が締め切りを知らせなかったという不作為が補助金減額

の理由と考えられ、審査請求人の交付申請額◇◇，◇◇◇，◇◇◇円を基準として補助金支出を行うことを主張している。

本件処分に係る申請は、令和5年度分の市の予算から支出することを目的とした補助金の申請であり、本件では令和5年4月1日に審査請求人から本件処分に係る申請が行われた。これに対し、処分庁が令和5年4月28日に当該申請に対する応答を行っていることから、審査請求人の当該主張は、処分庁が令和5年度の本件処分に係る予算化のため審査請求人へ補助金の要望額を確認した点についての説明が不明確又は説明が無いとの主張と考えられる。

本件処分に係る令和5年度予算についての処分庁と審査請求人とのやり取りの状況をみると、処分庁は、遅くとも令和4年9月26日に審査請求人に対し、市の令和5年度予算編成のため、補助金要望額の確認を審査請求人へ依頼し（乙13）、審査請求人からも、令和4年10月5日に別紙6「年度別事業計画の内訳書」の提出も含めた回答が処分庁に対しなされ、当該内訳書の令和5年度補助対象事業費の欄の合計には△△，△△△千円と、補助金の欄の合計には▲▲，▲▲▲千円との記載がされていた（乙15）。

また、令和4年10月7日に、処分庁から審査請求人に対し補助対象事業費の根拠資料の提出を求め（乙16）、同月19日に、審査請求人から処分庁に対し令和5年度共同施設整備事業費算出根拠資料の提出も含めた回答がなされ、当該資料の令和5年度共同施設整備事業費合計には△△，△△△千円と記載がされていた（乙17）。

処分庁は、審査請求人に対し本件処分に係る令和5年度予算のための要望額を確認する旨を審査請求人に伝え、これに対して、審査請求人から別紙6「年度別事業計画の内訳書」及び令和5年度共同施設整備事業費算出根拠資料の提出も含めた回答があることから、処分庁が令和5年度の本件処分に係る予算化のため審査請求人へ補助金の要望額を確認した点についての説明が不明確又は説明が無いということは無い。この点についての処分庁の説明が情報提供について規定している行政手続法第9条の趣旨及び木更津市行政手続条例第9条の趣旨に照らし違法又は不当であると認めることはできない。また、上記の本件処分に係る令和5年度予算についての処分庁と審査請求人とのやり取りの状況から、処分庁が令和4年10月5日及び令和4年10月19日に審査請求人から提出のあった別紙6「年度別事業計画の内訳書」及び令和5年度共同施設整備事業費算出根拠資料を元に予算化したことについても不当な点があると認めることはできない。

⑤ 提出書類の明示及び具体化が不明確であったことについて

審査請求人は、提出書類の明示及び具体化が不明確であったこと、行政手続法第5条の趣旨に鑑みれば処分庁の担当者は、当事者にわかりやすくできる限り具体的に必要書類を説明すべきであることを主張している。

この点について、告示されている要綱には、提出書類についての記載や様式もあり

提出書類の明示及び具体化が不明確との点も見受けられず、審査基準について規定している行政手続法第5条の趣旨及び木更津市行政手続条例第5条の趣旨に照らし違法又は不当であると認めることはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性について

本件処分は、木更津市補助金等交付規則及び要綱の規定に基づく手続を経て行われており、上記以外の手続においても違法又は不当な点は認められない。

5 審理員の審理について

本件審査請求に係る審理は、適正に行われたものと認められる。

6 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は、適法かつ妥当である。ただし、以下のとおり付言する。

第8 付記事項について

1 決定通知の取り消し又は撤回について

処分庁は上記第2の11で行われた、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定通知書について、訂正を行っている旨の記載が弁明書にある。先行する決定の実体的変更を行う場合は、取り消し又は撤回を行った後に、再度決定を行うべきである。処分庁は、手続の重要性を再認識するとともに、上記第2の11で行われた、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定通知書の訂正について検証のうえ、今後の再発防止に努められたい。

なお、交付決定通知を電子メールにて送付後、審査請求人に交付決定通知を受け取りに来させ、相手方の承諾があるからと、そのまま処分庁で保管をしていた取扱いについては、適当とは認めがたいことから、処分庁において検証のうえ見直しをされたい。

2 審査請求人への補助金交付手続きの説明について

補助対象事業を実施しようとする審査請求人から令和3年5月20日付けで、処分庁に対し、木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画書が提出され、令和5年1月6日付けで、処分庁に対し、木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画変更書が提出されている。

要綱第6条を見ると、この2つの計画書によって処分庁は、補助対象事業として適否を決定していると思われるが、弁明書の第2(2)及び弁明書の第2(17)をみると審査請求人からの要望額も当該計画書から確認しているようにも見える。また、当該計画書以外にも審査請求人が令和5年2月27日付けで書面を提出している(乙23)。「木更津市街なか居住マンション建設補助事業のご案内」(乙32)や要綱をみると補助金の交付の申請は、これら計画書等の提出とは別の手続きであるが、当該2つの計画書を含めた、審査請求人

が提出する書類と当該補助金の交付決定額への影響の説明、市と千葉県・国との関係、市の予算編成に係る説明について丁寧な説明をし、かつ記録等を残していれば、今回のような紛争は防げた可能性がある。

審理員が調べたところによれば、審査請求人から令和4年4月1日付けで本件処分と同じ補助対象事業の補助金の交付申請（申請額◎◎, ◎◎◎, ◎◎◎円）を受け、令和4年4月20日付けで処分庁は、補助金の交付決定（交付決定額△△, △△△, △△△円）を行っていることがわかっているが、処分庁がこのことをもって、補助金交付手続きの説明を省いたとするならば、補助対象事業を実施しようとするもの及び補助金の交付を受けようとするものへの説明としては不十分となる可能性が有り、補助金交付手続きの説明についての見直しを処分庁に要請する。

以上

令和6年8月19日

木更津市行政不服審査会

会長 渡 邊 秀 孝

副会長 井 元 岳 史

委員 清 水 幸 雄